

「豊島区地域公共交通計画」の策定について

1 計画策定の背景と目的

豊島区は、5 社 11 路線の鉄道が乗入れ、都電荒川線や 6 社の路線バスも運行する比較的高い水準の公共交通ネットワークが池袋駅を中心に形成されており、一定水準以上の公共交通サービスが供給される地域です。そのなかで既存の鉄道やバス路線に囲まれた地域では、都市計画道路が整備されつつあり、開通後の公共交通のあり方について具体的に検討する必要があります。

さらに本区は、単身高齢者率が日本一であること、近年のドライバー不足による路線バスの減便といったことが本区においても生じていることから、今後の池袋駅周辺地区の再生・観光振興も含めて、将来を見据えた地域公共交通の再編等に取り組む必要があります。一方、本区では駅やバス停から 200m 以上離れた地域を「交通不便地域」と捉えてきましたが、距離のみで一律に交通不便地域と考えることについて適切か見直す必要があることや、今後、公共交通の実証運行を行う際などに、どの順番でどのエリアから行うのかなど計画がない状況です。

そのため、本来の交通不便地域の定義を改めて整理したうえで、地域公共交通としての目指すべき姿と役割を明確にしていけます。そのうえで、区・交通事業者・地域・利用者が共通認識を持ちつつ、その実現に向けた交通施策に取り組むことができる交通マスタープランとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年制定、令和 5 年一部改正）」に基づく「豊島区地域公共交通計画」を策定します。

2 根拠法定・計画区域・計画期間

【根拠法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

【計画区域】 豊島区全域

【計画期間】 令和 9（2027）年度～令和 13（2031）年度

【地域公共交通計画とは】

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、地方公共団体は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないとされています。そのため、取組を推進するための計画である「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならないと明示されています。また、地域公共交通計画を作成しようとするときは、作成及び実施に関し必要な協議を行うために、関係する公共交通事業者や道路管理者、利用者、学識経験者などから構成する協議会を組織することができることとなっています。

さらに、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととなっています。

なお、本計画の評価等については毎年度、計画の地域公共交通施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更することができます。

【本計画を策定することの主なメリット】

(参考：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（理念編）」)

- ・まちづくり施策や観光振興施策など他分野との連携・協働の強化につながる
- ・行政・交通事業者・地域団体等の関係者間の連携・協働の強化につながる
- ・交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化につながる
- ・目標達成状況や事業実施状況を定期的に確認することで施策の継続性が確保される
- ・計画を策定することで、国や都等による補助メニューを活用することが可能となる

3 計画の位置づけ

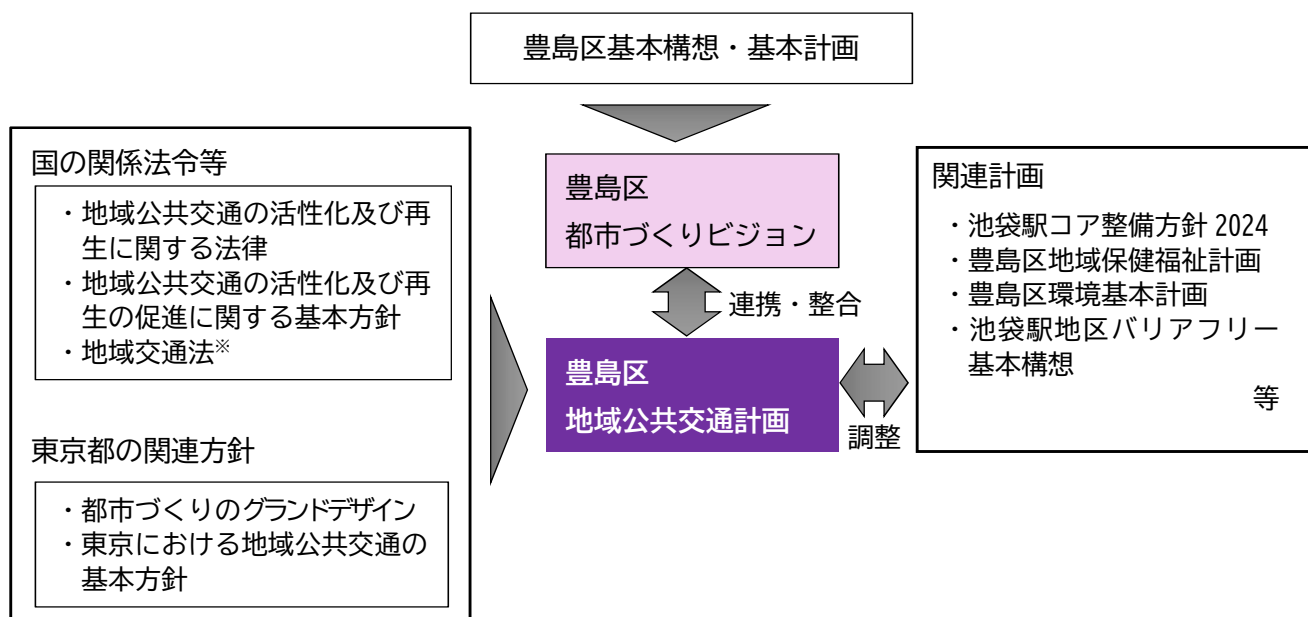
本区が目指すべきまちの将来像を示した「豊島区基本構想」では、政策分野ごとに7つのまちづくりの方向性が位置づけられています。地域公共交通は医療や福祉、商業・観光・地域経済、子育て、環境等の多様な分野に効果が及ぶことから、これらのまちづくりの方向性を重視します。特に、交通分野の記載のある、まちづくりの方向性7「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」を踏まえ、次世代に誇れる魅力ある都市を創出するとともに、池袋駅を中心に各地域の魅力あるスポットを結び付け、区内全体を回遊性が高く、誰もが安全で歩きやすいまちづくりを目指すために、多様な地域公共交通施策や事業を推進します。

施策 7-①地域の特性を生かした都市づくり（取組方針）

- ・交通弱者も快適に移動できるよう、公共交通を利用しづらいエリアの解消に向けて新たなモビリティの導入も含めて検討し、区全体の地域公共交通のあり方について計画を策定します。また、既存公共交通の維持確保を図るとともに、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進し、まちの価値や魅力を一層高めます。

<豊島区地域公共交通計画の位置づけ>

地域公共交通は、まちづくりと密接に関連していることから、都市づくりの目標と方向性を示す「豊島区都市づくりビジョン」などと連携を図る必要があります。また、その他の本区の計画においても地域公共交通に関わる部分があることから、各種計画に示されている施策と調整を図りながら、本計画を策定します。



※地域公共交通計画作成の努力義務

4 地域公共交通とは

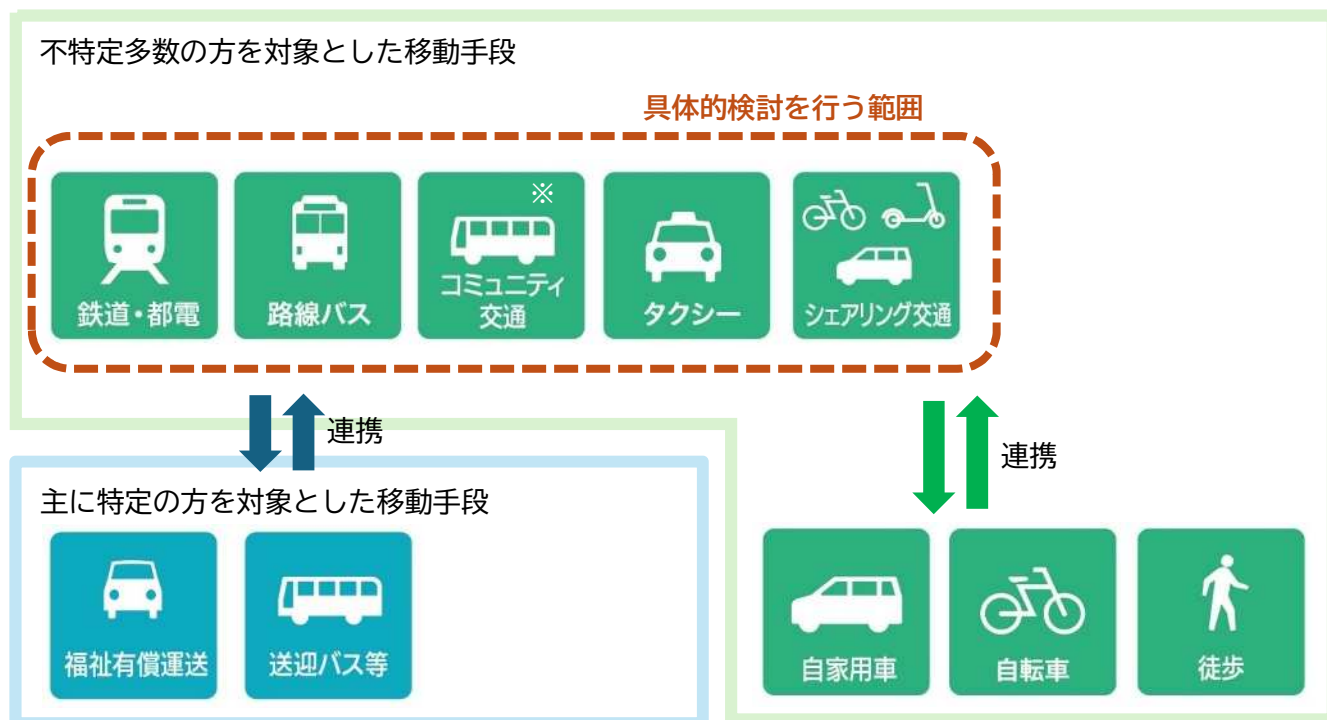
地域公共交通について「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第2条では、「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されています。また「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」では、鉄道・バス・タクシーといった既存の公共交通サービスに加え、福祉輸送や民間事業者との連携による送迎サービスなど、地域の多様な輸送資源を活用する取組を盛り込むことを求めています。

「東京における地域公共交通の基本方針」における地域公共交通の範囲として、鉄道やモノレール、路線バスの他に、交通不便地域等の移動手段、シェアリング事業を行う超小型モビリティや自転車等のパーソナルモビリティも含まれています。

区の計画では、区内全体で誰もが移動しやすい交通環境の実現を目指し、地域公共交通を持続可能なものとするために、鉄道や路線バス、タクシーといった既存の公共交通サービスに加えて、コミュニティ交通やパーソナルモビリティのシェアリング事業など、地域における多様な輸送資源も含めて地域公共交通として検討します。なお、徒歩や個人所有の移動手段（自転車・自家用車等）、福祉有償運送等については、多様な交通手段として地域公共交通との連携を重視し、ドア・ツー・ドアで快適に移動できる地域交通として位置づけます。

また、区民一人ひとりの生活スタイルや地理的条件、多様な目的・手段・時間帯・頻度での移動の必要性に対応するため、検索・予約アプリや交通情報のリアルタイム配信等のデジタル技術、自動運転等の新技術の活用についても検討します。

<本計画における地域公共交通の議論の範囲>



※コミュニティ交通：

行政が関与するコミュニティバスやタクシー、オンデマンド交通、自家用有償運送（交通空白地）等を示します。

5 検討体制

本計画を策定するにあたり、道路運送法を根拠法令とした豊島区地域公共交通会議に、地域公共交通活性化再生法を根拠法令とする法定協議会の機能を併せ持つ二法会議体として運営します。

また、本計画では公共交通施策の事業内容や実施主体、スケジュールを盛り込む必要があることから、地域で展開する公共交通施策について専門的な事項を協議するための専門部会「バス・タクシー検討部会」を設置します。

豊島区地域公共交通会議

【会議の役割】

- 道路運送法に基づく地域公共交通会議
- 地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく活性化協議会

【所掌事項】

- (1) 地域の実情に応じた適切な地域交通の態様等に関する事項
- (2) 豊島区におけるコミュニティバス等の必要性及び運行計画並びに事業の管理に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 下線：会議設置要綱に追加
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

バス・タクシー検討部会 (非公開)

【部会の役割・協議事項】

- 地域公共交通の基本方針の検討
- 計画に位置づける公共交通施策の検討
- 公共交通施策を実施するための協議・調整

【構成員 (案)】

学識経験者、公共交通事業者（バス・タクシー）、
国土交通省、東京都、区職員

運賃協議会

【会議の役割】

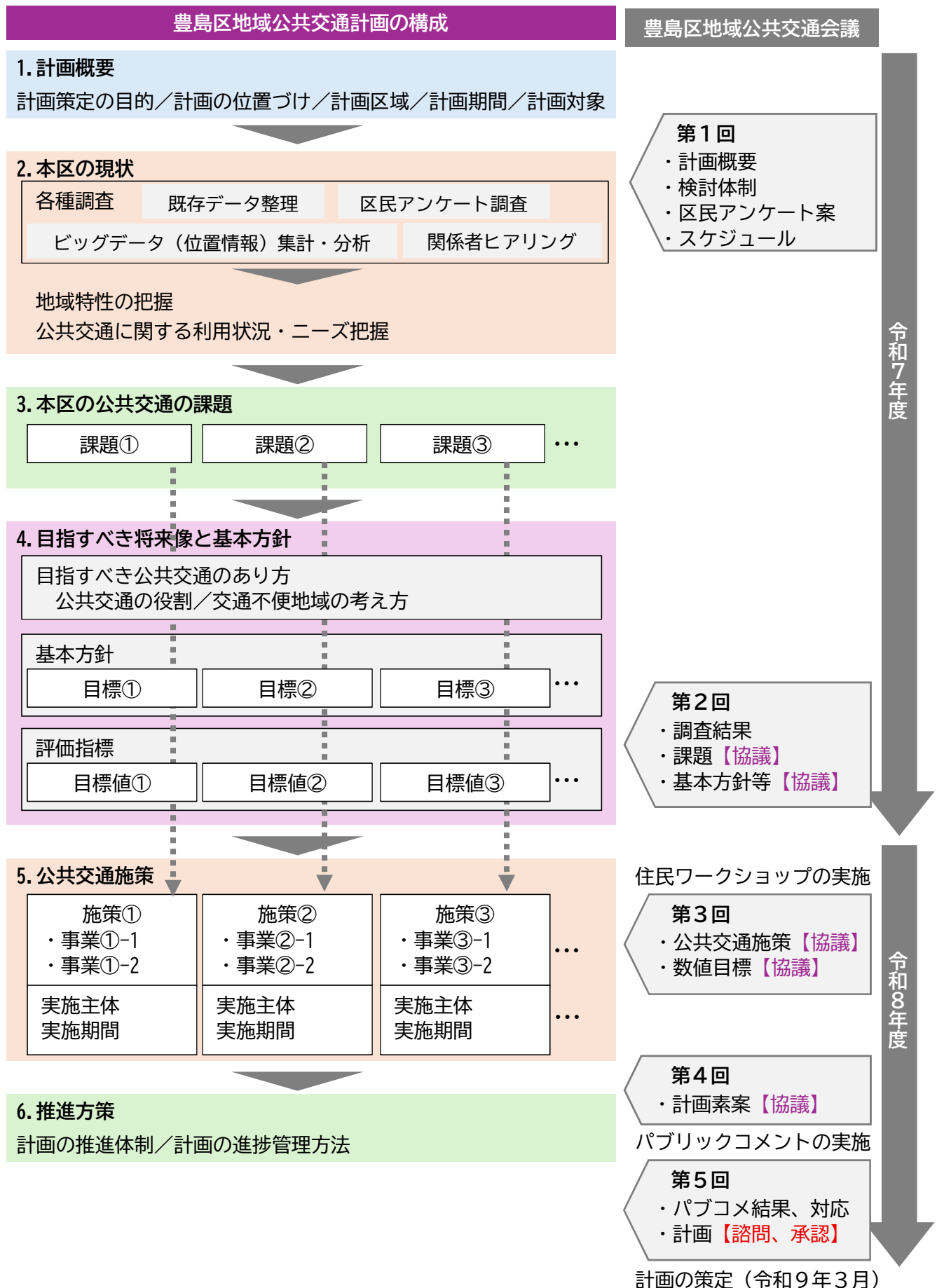
- 道路運送法第9条第4項に規定する協議会
(第29回豊島区地域公共交通会議(令和6年3月27日)で会議設置要綱の改正済み)

【協議事項】

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の協議

6 地域公共交通計画の構成案

本計画の構成案と豊島区地域公共交通会議の協議事項は以下のとおりです。



7 スケジュール

令和7～8年度の2か年で検討を行い、令和9年3月の策定を目指します。

		令和7年度												令和8年度											
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
豊島区地域公共交通計画	1. 計画概要																								
	2. 本区の現状																								
	区民アンケート調査																								
	関係者ヒアリング																								
	3. 公共交通の課題																								
	4. 目指すべき将来像と基本方針																								
	目指すべき公共交通のあり方																								
	基本方針・目標																								
	評価指標・目標値																								
	5. 公共交通施策																								
	住民ワークショップ																								
	6. 推進体制																								
	7. 計画素案の作成																								
8. パブリックコメントの実施																									
9. 計画書の作成																									
会議	地域公共交通会議																								
	バス・タクシー検討部会																								
	庁内検討会議																								